

第3節 衛生機能の強化

自衛隊が、その任務を遂行するためには、隊員の健康を適切に管理することを通じて、部隊の壮健性を維持していくことが必要である。また、各種事態に対応する隊員の生命を最大限に守れるよう救護など衛生機能の充実に不断に取り組んでいくことが重要である。

加えて、自衛隊の任務が多様化・国際化する中

で、災害派遣や国際平和協力活動などにおける医療等の衛生活動に適切に応えていくことが重要である。

このため、防衛省・自衛隊としては、各種事態や国際平和協力活動などを含め任務を適切に遂行できるよう衛生に関する機能の充実・強化を図っているところである。

1 自衛隊病院の拠点化・高機能化

自衛隊病院は、各種事態において、活動地域から後送された隊員などを収容・治療する病院としての役割を果たし、平素は、隊員及び家族などの診療を行う病院としての役割を果たしている。また、医療従事者の技量の維持・向上及び養成のための教育機関としての役割も有している。

そのため、防衛大綱などに基づき、全国16か所に所在する自衛隊病院を10か所程度に集約し、効率的かつ質の高い病院を整備する「自衛隊病院の拠点化・高機能化」を推進するなどの施策を進め、質の高い医療体制の確立を図ることとしている。

2 防衛医科大学校の機能強化

防衛医科大学校は、防衛省・自衛隊に置かれる唯一の医師、保健師・看護師を養成する機関であり、自衛隊衛生の主たる医療従事者を育成・輩出し、技能を維持・向上させる役割を担っている。

このような中、防衛大綱などにおいて、「防衛医科大学校病院等の運営の改善を含め、効率的かつ質の高い医療体制を確立」とするとともに、「防衛医学の教育・研究拠点としての防衛医科大学校の機能を強化」とされたことを受け、防衛医科大学校の組織体制や教育・研究機能の強化及び各自衛隊との連携強化を図ることとしている。



防衛医科大学校の入校式で訓示する宮澤政務官（17（平成29）年4月）

3 医官・看護師などの育成の強化

任務の多様化に伴い、医官など衛生部門に携わる者に求められる能力が高まっているにもかかわらず、特に医官の充足率は約8割にとどまっている。この要因は医官の離職であり、その主な理由の一つとして「医師としての研修・診療機会の不足」があげられる。防衛省・自衛隊では、防衛医

科大学校を中心とした卒後の臨床教育の充実や、医官の診療機会を確保するための各種取組の促進、感染症をはじめとした専門的な知識・能力の取得・向上、モチベーションの向上など、離職を防止するための各種施策を講ずることとしている。



看護官へ向けての抱負

防衛医科大学校（埼玉県所沢市） 看護学科自衛官候補看護学生 こんどう きょうか 近藤 杏佳

私たちは平成26年4月に防衛医科大学校看護学科の自衛官候補看護学生の第1期生として入校し、来年3月に、卒業の時を迎えます。来春、制服を着た後は、看護師及び保健師たる幹部自衛官として、日本国内のみならず世界でも活躍できる看護官となれるよう、日々勉学に励み、また訓練や日々の生活においても様々な経験をさせてもらっています。看護官とは、看護師でもあり、また自衛官でもあります。そして患者さんや隊員の方々の心に寄り添い、心の支えになるべき存在だと思っています。心に寄り添うとは、相手のことを十分に理解し信頼すること、心の支えになるとは、相手からも信頼され必要とされることであると考えます。信頼関係を築くことは、看護官として関わる全ての人々との間で必要であり、大切なことだと思います。防衛医科大学校に新設された4年制の看護学科を卒業した第1期生看護官であることを誇りとし、私たちを支え、応援してくれる周囲の人々への感謝を忘れずに、先輩看護官の背中を追いかけるだけでなく、自らの足で新たな道を歩み、開拓することが私たちの使命であると思っています。“たくさんいる看護官のうちの一”ではなく、“随一の看護官”として必要とされる、そんな看護官を目指します。



訓練事前教育においてグループワーク中の筆者

また、14（平成26）年4月、防衛医科大学校医学教育部に4年制の保健師及び看護師の養成課程として「看護学科」¹を設立し、任務の多様化と医療技術の高度化に対応し得る質の高い看護師などの養成・確保に努めており、18（同30）年3月に

第1期生が卒業する予定である。

さらに、多様な任務や特殊な環境での任務を遂行するため、衛生隊員及び医療従事者を衛生関係の学校などにおいて教育・養成している。

4 第一線救護能力の向上

防衛大綱などにおいて、「事態対処時における救急救命措置に係る検討を行い、第一線の救護能力の向上を図る」とされたことを受け、防衛省・自衛隊として米軍などにおける取組を調査し、適確な救命のための検討を進めてきた。この検討を深化させるため、15（平成27）年4月、防衛省において部外の有識者からなる「防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会」を開催し、16（同28）年9月、検討会における議論などを踏まえた報告書²がとりまとめられた。



負傷者の後送を訓練する陸自隊員

¹ 看護学科には、保健師及び看護師の資格を持つ幹部自衛官となる者と、同資格を持つ技官となる者の二つの養成課程がある。

² 「防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会 報告書」（平成28年9月）

防衛省・自衛隊は、本報告書も踏まえつつ、第一線において負傷した隊員の生命を最大限に守るための態勢の整備を進めている。具体的には、准看護師かつ救急救命士の資格を有する隊員が、第一線において負傷した隊員を自衛隊病院などに後送

される前の現場において専門的な救護処置³を実施できるようにするため、平成29(2017)年度から准看護師かつ救急救命士の資格を有する隊員に対して、必要な知識・技能を身につけさせるための教育・訓練を開始している。

5 感染症への対応能力の強化

14(平成26)年の西アフリカにおけるエボラ出血熱への対応などを踏まえ、国際的に脅威となる感染症対策について、関係行政機関の緊密な連携のもと、政府全体としてその効果的かつ総合的な推進を図るため、15(同27)年9月に「国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議」が設置され、同年同月に「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針」が決定された。この基本方針において、「自衛隊の海外での活動に資するための専門性を有する人材の養成や、防衛医科大学校などを含めた態勢の整備を加速することにより、防衛省・自衛隊における感染症対応能力の向上を図る」とされたことを受け、防衛省・自衛

隊としても国際的に脅威となる感染症への対応能力向上に関する各種検討を行っている。これらの検討も踏まえ、感染症対応能力の向上のための人材育成や、感染症において最も危険性が高いとされる一類感染症⁴の罹患患者に対する診療態勢を整備するため、防衛医科大学校病院及び自衛隊中央病院に所要の施設機材の整備などを行っており、自衛隊中央病院については、17(同29)年4月に第一種感染症指定医療機関の指定を受けた。

また、感染症への対応能力向上の資とするため、フランス軍やイタリア軍における先進的な取組について調査するとともに、防衛医学交流などを活用して情報収集を行っている。

³ 負傷により気道閉塞や緊張性気胸の症状等となった者に対する救護処置や、痛みを緩和するための鎮痛剤の投与などの処置

⁴ エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ病(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第6条)